

<作成例>

企業等の農業参入に関する協定書

〇〇〔市町村〕（以下「甲」という。）と〇〇〔参入企業等〕（以下「乙」という。）とは、乙が群馬県〇〇〔市町村〕で、営農を行うことに関し、その適正かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（計画の概要）

第1条 乙は次に掲げる営農を令和〇〇年〇〇月から開始するものとし、甲はその実現に向け支援及び協力を行うものとする。

営農の内容、営農を行う農地等の所在及び面積

〔記載例〕

畑作、飼料作、麦作、稲作	大字〇〇地内、〇〇h a
果樹	大字〇〇地内、〇〇h a
採草、放牧	大字〇〇地内、〇〇h a

（地域の農業における役割分担）

- 第2条 乙は、営農を行う農地等の所在する地域（以下「営農地域」という。）の農業の維持発展に関する話し合いへの参加を、営農地域の営農組織、集落等から求められた場合は、その話し合いに参加するよう努めるものとする。
- 2 乙は、営農を行う農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取決めに遵守するものとする。
- 3 乙は、前2項に規定する役割を担うため、営農に常時従事する乙の役員のうち少なくとも1人をその任に当たらせるものとする。

（環境保全への協力）

- 第3条 乙は、営農地域の住民が健康で良好な生活を維持できる環境を保全するよう努めるものとする
- 2 乙は、営農を行う農地等及びその周辺を清潔に保ち、美化等環境整備に努めるものとする。
- 3 甲は、乙に対して必要な情報を提供し、乙と地域住民が良好な関係を維持できるよう努めるものとする。

（地域振興への協力）

- 第4条 乙は、地域振興の観点に立って、営農を行う農地等の整備並びに営農の実施に伴い必要となる物資、資材及び役務の調達にあたっては、営農を健全に行ううえで適切とされる範囲において、できる限り地元から優先して調達するよう努めるものとする。
- 2 乙は、甲が行う地域振興を目的とした活動について甲から協力を要請された場合は、可能な限り支援及び協力を行うものとする。

（雇用の確保における地元優先）

第5条 甲は、乙の労働力の確保及び充足に積極的に協力し、そのために必要な情報の提供等を行うものとし、乙は、雇用の確保にあたって地域住民の雇用を優先するよう配慮するものとする。

（地域社会との調和）

第6条 乙は、甲の助言及び協力を得ながら、営農地域の農業者、農協等を含め地域社会との調和及び協調に努めるものとする。

（事前通知）

第7条 乙は、経済情勢その他不測の事態又は事故の発生により、事業の縮小又は撤退等の措置を講じる必要が生じた場合は、事前に甲に通知し、その対応策について甲の意見を聴き、最善の措置を講じるよう努めるものとする。

（信義誠実）

第8条 甲及び乙は、この協定の主旨を理解し、信義誠実の原則に従って、この協定に定める事項を履行するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から、令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

2 この協定の有効期間が終了する日の1カ月前までに、甲、乙いずれからも、何らの申し出がないときは、この協定はさらに〇年間継続されるものとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づき知り得た相手側の情報及びこの協定の内容について、相手側の同意なく第三者に漏えいしてはならない。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 群馬県〇〇市町村
代表者 〇〇長 〇〇〇〇

乙 （所 在）〇〇〇
（名 称）〇〇〇
（代表者名）〇〇〇